

でんさいネット重要事項

項目	ご注意いただきたいこと																										
利用料	<p>➤当行が定める利用料（手数料）を当行にお支払いください。</p> <p>➤全銀電子債権ネットワーク社からお客様に対し、直接、手数料等の費用を請求することは原則としてありません。</p>																										
サービスの提供時間 (営業日・営業時間)	<p>➤法人 IB</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">取扱日</th> <th style="width: 33%;">取扱時間</th> <th style="width: 33%;">取扱種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">銀行営業日</td> <td style="text-align: center;">8時～15時</td> <td style="text-align: center;">当日・予約ともに可</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15時～23時</td> <td style="text-align: center;">予約のみ可</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">銀行非営業日</td> <td style="text-align: center;">8時～15時</td> <td style="text-align: center;">当日・予約ともに可</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15時～20時</td> <td style="text-align: center;">予約のみ可</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年末日</td> <td style="text-align: center;">8時～15時</td> <td style="text-align: center;">当日・予約ともに可</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15時～17時</td> <td style="text-align: center;">予約のみ可</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1) 当日：当日扱の電子記録請求。 予約：翌日から1か月応当日までの日付を指定した電子記録請求。</p> <p>※2) 毎月第2土曜日は、でんさいネットがコンピュータのシステムメンテナンスを行う「計画停止日」となるため終日取扱不可。 また、12月31日17時から1月4日8時までは法人IBが休止となるため取扱不可。(その他メンテナンス等により一時的にサービスが休止となる場合は、あらかじめ当行HPにてご案内いたします。)</p> <p>➤窓口扱</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">取扱日</th> <th style="width: 33%;">取扱時間</th> <th style="width: 33%;">取扱種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">銀行営業日</td> <td style="text-align: center;">9時～14時</td> <td style="text-align: center;">当日・予約ともに可</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14時～15時</td> <td style="text-align: center;">予約のみ可</td> </tr> </tbody> </table> <p>※) 当日：当日扱の電子記録請求。 予約：翌日から1か月応当日までの日付を指定した電子記録請求。</p>	取扱日	取扱時間	取扱種別	銀行営業日	8時～15時	当日・予約ともに可	15時～23時	予約のみ可	銀行非営業日	8時～15時	当日・予約ともに可	15時～20時	予約のみ可	年末日	8時～15時	当日・予約ともに可	15時～17時	予約のみ可	取扱日	取扱時間	取扱種別	銀行営業日	9時～14時	当日・予約ともに可	14時～15時	予約のみ可
取扱日	取扱時間	取扱種別																									
銀行営業日	8時～15時	当日・予約ともに可																									
	15時～23時	予約のみ可																									
銀行非営業日	8時～15時	当日・予約ともに可																									
	15時～20時	予約のみ可																									
年末日	8時～15時	当日・予約ともに可																									
	15時～17時	予約のみ可																									
取扱日	取扱時間	取扱種別																									
銀行営業日	9時～14時	当日・予約ともに可																									
	14時～15時	予約のみ可																									
利用者番号	<p>➤お客様には、1法人（個人事業主である場合には1人）につき1つの利用者番号を付与いたします。</p> <p>➤複数の窓口金融機関*1をご利用する場合であっても、利用者番号は同一（1つ）です。 (※例えば、法人のお客様が本社と支社で異なる窓口金融機関をご利用になる場合であっても、利用者番号は同一（1つ）です。)</p> <p>(※すでに利用者番号をお持ちのお客様が、別の参加金融機関*2に利用申込をされる場合には、その利用者番号をお申し出ください。誤って2つの利用者番号が付与され、後日、その事実が判明した場合には、早く通知された利用者番号に名寄せをさせていただきます。)</p>																										

項目	ご注意いただきたいこと
<p>でんさい*3の発生 (手形の振出に相当)</p>	<p>➤でんさいを発生させる際の債権金額は、1万円以上100億円未満です。なお、債権金額は、1円単位で設定いただけます。</p> <p>➤でんさいの支払期日(手形のサイト)は、電子記録年月日(でんさいの発生日)から起算して7銀行営業日経過した日以降で1年後の応当日までの範囲で設定いただけます。</p>
<p>でんさいの譲渡 (手形の裏書に相当)</p>	<p>➤でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証していただく取扱いになります(手形の裏書に相当)。すなわち、債務者が支払えなかった場合には(支払不能*4)、でんさいを譲渡したお客様は、債権者に対して、支払義務を負うことになります。</p> <p>➤債権者利用限定特約(でんさいの債務者とはならない特約)を締結したお客様であっても、でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証する取扱いになります。</p>
<p>でんさいの分割譲渡</p>	<p>➤でんさいは、債権金額を二つに分割して、片方のでんさいを譲渡することができます。</p> <p>(※例：1,000万円のでんさいのうち、800万円を分割譲渡し、残りの200万円のでんさいを自分の債権として保有。)</p> <p>➤分割のみの取扱いはできません。</p>
<p>でんさいの取消等</p>	<p>➤でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して5銀行営業日の間は、発生、譲渡等の記録請求をしたお客様の相手方が単独で取り消すことができます(当該期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続きが必要になります。)</p>
<p>でんさいの記録内容の変更</p>	<p>➤利害関係者全員のご承諾が無いと、でんさいの記録内容を変更することはできません。</p> <p>(※利害関係者が3名以上いる場合、でんさいの記録内容の変更が非常に困難になることがあります。でんさいの記録請求は、内容をよくご確認のうえ、行ってください。)</p>
<p>記録請求の制限期間</p>	<p>➤でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制限されます。</p> <p>(※例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支払期日の7銀行営業日前までに行う必要があります。詳しくは、「ご参考2」をご参照ください。)</p>

項目	ご注意いただきたいこと
<p>でんさいの決済 (支払い) (口座間送金決済*5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤でんさいの決済(支払い)は、「口座間送金決済」により行います。債務者のお客様は、当該でんさいの口座間送金決済に間に合うよう、決済口座に資金をご準備ください。 ➤支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客様には支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます。 (※詳しくは、「支払不能処分制度」をご参照ください。) ➤支払資金は、支払期日に債権者口座に送金されます。ただし、債権者口座への入金時間は、債務者の資金準備状況などによって異なります。 ➤債務者と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の方法で支払いをした場合であっても、支払期日の3銀行営業日前までに支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金決済が行われます。 ➤債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人*6(でんさいの譲渡人を含む、以下同じ。)は、債権者に対して、支払義務を負います。 ➤電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権*7を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。
<p>口座間送金決済の中止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤債務者のお客様は、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず当行を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。 (※詳しくは、「異議申立の手続」をご参照ください。)

項目	ご注意いただきたいこと
支払不能処分制度 (手形の不渡処分制度 に相当)	<p>➤支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客様には、支払不能処分が科されます。</p> <p>➤支払不能処分の主な内容は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。 ・1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。「取引停止処分」が適用された債務者は、「債務者利用停止措置」および「参加金融機関との間の貸出取引禁止」が科されます。 <p>➤同日に複数のでんさいが支払不能となった場合は、1回とカウントします。</p> <p>➤手形交換所の不渡処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡処分回数との合算はいたしません。</p>
異議申立の手続	<p>➤契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合に口座間送金決済を中止するときは、債務者のお客様は異議申立をすることにより、支払不能処分を猶予してもらうことができます。</p> <p>➤ただし、債務者のお客様が異議申立をする場合には、支払期日の前銀行営業日までに当行にその旨の申し出をしていただき、支払期日までに債権金額相当額(異議申立預託金)を当行にお預けいただくことが必要です。</p> <p>(※異議申立預託金は、異議申立の手続が終了したときに返還します。)</p>
記録事項の開示	<p>➤「記録事項」の開示請求ができる者は、当該でんさいの利害関係者(債務者、債権者、電子記録保証人(でんさいの譲渡人を含む。))と当行です。</p>
他の記録機関との関係 (記録機関変更記録)	<p>➤でんさいネットと提携した他の電子債権記録機関の電子記録債権を、特定記録機関変更記録によりでんさいネットに移動することで、でんさいネットでお取り扱いすることができます。</p> <p>➤なお、でんさいネットのでんさいは、他の電子債権記録機関に移動することはできません。</p>

[ご参考1：*印等の説明に使用する用語]

電子記録債権・ でんさいネットの用語	手形の用語	解 説
電子債権記録機関	—	手形の振出しや譲渡は当事者間のみで行い、何らかの機関への申請や登録などは不要ですが、電子記録債権は、国の指定を受けた電子債権記録機関の記録原簿に電磁的記録がなされることにより、発生や譲渡など電子記録債権法で定められた電子記録債権としての効力が生じます。
*1 窓口金融機関	当座預金を開設した金融機関 (振出人) 手形取立を依頼する金融機関 (手形の所持人)	でんさいネットでは間接アクセス方式をとっており、利用者はでんさいネットに参加している金融機関との間で利用契約を締結し、当該金融機関を通してでんさいネットを利用します。手形の場合、手形の所持人は金融機関に当座預金を開設していなくても手形の取立を金融機関に依頼することが可能ですが、でんさいの場合、債権者としてのみでんさいを利用する場合でも、でんさいネットの利用契約を締結する必要があります(債権者としてのみでんさいを利用する旨の特約を結ぶことも可能です(債権者限定特約))。
*2 参加金融機関	—	全国の銀行、信用金庫、信用組合等、でんさいのサービスを提供できる金融機関のことです。
*3 電子記録債権 ／でんさい	手 形	電子記録債権は、電子記録債権法に基づき、電子債権記録機関に電子記録がされることをその発生や譲渡等の要件とする金銭債権です。電子記録債権は、手形や指名債権を電子化したものではなく、新たな金銭債権として制定されています。また、でんさいネットが取扱う電子記録債権のことを「でんさい」といいます。他の電子債権記録機関の電子記録債権は、でんさいネットで取り扱うことができません。また、でんさいも、他の電子債権記録機関で取り扱いすることはできません。
記録事項	必要的記載事項 任意的記載事項	手形と同様に、電子記録債権も電子記録債権法にて「記録しなければならない事項」と「記録をすることができる事項」とが定められています。但し、「記録をすることができる事項」は、各電子債権記録機関が業務規程にて定めることにより、対象を限定することができます。でんさいネットでは、手形と類似の制度とするため、分割払いの合意の記録を認めない等、「記録をすることができる事項」を限定しています。

電子記録債権・ でんさいネットの用語	手形の用語	解 説
—	白地手形	手形では、必要的記載事項の一部を空欄のまま振り出すことが実務上ありますが、でんさいネットでは、「記録しなければならない事項」と業務規程で定める「記録をすることができる事項」を全て記録する必要があります。なお、利用者の名称など属性に関する情報は、予め利用者が届け出たデータをもとに自動的に記録されます。
発生記録	振出し	手形は振出人が単独で振り出すことができますが、電子記録債権の発生は、債務者および債権者の双方が電子記録を請求することが法的要件です。でんさいネットでは、あらかじめ債権者が債務者に発生記録請求の権限を包括的に付与することで、手形の振出実務に即した形で債務者単独で発生記録の請求が行えるようにしています（債務者請求方式）。債権者は、発生したでんさいの内容を確認の上、債務者と合意した内容と異なっていた場合は、5 銀行営業日以内であれば単独で取り消すことができます。でんさいネットでは、発生記録はこの債務者請求方式が原則となります。債権者からでんさいを発生させる方法（債権者請求方式）もありますが、窓口金融機関により取扱可否が異なります。
譲渡記録	裏書譲渡	でんさいネットでは、でんさいの譲渡を禁止する旨の記録を行うことおよび譲渡回数を制限することはできません（譲渡先を窓口金融機関に限定する旨の記録を行うことは可能です）。譲渡に関し手形と異なる点として、債権額の一部のみの譲渡が可能であることおよび譲渡記録のみでは譲渡人は譲受人に対し責任を負わないことがあります（⇒「譲渡保証記録」の解説をご参照ください。）。
分割記録	—	電子記録債権は分割させることが可能です。でんさいネットでは、でんさいの債権額の一部を譲渡する場合にのみ分割記録は可能です。
譲渡保証記録	裏書人の 担保責任	でんさいネットでは、でんさいの譲渡に手形の裏書譲渡と同様の効果を持たせるため、でんさいを譲渡する際に、でんさいの譲渡人を電子記録保証人、発生記録における債務者の債務を主たる債務とする保証記録をあわせて行うことを原則としています（でんさいネットおよび窓口金融機関が認める場合で、かつ譲受人が保証を不要とする場合は、譲渡保証記録なしで譲渡することも可能です。）。

電子記録債権・ でんさいネットの用語	手形の用語	解 説
単独保証記録	手形保証	でんさいネットでは、譲渡を伴わずに発生記録における債務者の債務を主たる債務とする保証記録を行うことも可能です。
支払等記録	—	電子記録債権を弁済した旨を記録する電子記録をいいます。電子記録債権の発生および譲渡は電子記録が効力発生要件となりますが、電子記録債権の弁済については、電子記録は効力要件ではありません。
*4 支払不能	不 渡	でんさいが債務者の資金不足等により支払期日に決済されないことをいいます。支払不能事由は第0号から第2号まであり、その区別は手形の不渡事由の第0号から第2号の各号に概ね対応します。
支払不能処分制度	不渡処分制度	でんさいネットでも、取引安全のために手形交換所の不渡処分制度と類似の制度を設けています。でんさいが支払不能になると、でんさいネットに参加している全ての金融機関に支払不能通知がなされるほか、同一債務者がでんさいの支払不能を6か月の間に2回生じさせると、当該債務者に対して取引停止処分が科されます。なお、手形交換所の不渡処分制度とは別個の制度であり、手形の不渡とでんさいの支払不能は別々にカウントされ、取引停止処分も各々で科されます。
取引停止処分	取引停止処分	6か月の間に2回支払不能のでんさいを生じさせた債務者へは、取引停止処分が科されます。当該債務者は、債務者としてのでんさいネットの利用ができなくなる他、でんさいネットに参加している金融機関との間の貸出取引が2年間禁止されます。
異議申立	異議申立	でんさいの支払不能事由が契約不履行や不正作出など第2号支払不能事由の場合に、債務者は期限までにでんさいの債権金額と同額の金額を異議申立預託金として窓口金融機関に預け入れることで、支払期日の前銀行営業日までであれば支払不能通知または取引停止処分の猶予を求めることができます。異議申立が受理された場合は、支払期日に決済されないことによる支払不能通知または取引停止処分の対象とはなりません。異議申立預託金の期限については、窓口金融機関にお問い合わせください。

電子記録債権・ でんさいネットの用語	手形の用語	解 説
*5 口座間送金決済	手形の取立	でんさいネットでは、でんさいの債務者の窓口金融機関が支払期日に債務者の口座から債権金額を引き落とし、債権者の窓口金融機関の口座に送金を行うことにより決済することを原則としています。でんさいの債権者は、手形の呈示や取立依頼のような手続は不要です
電子記録保証	—	電子記録債権にかかる債務を主たる債務とすることおよび電子債権記録機関に保証記録がされることを要件とする保証のことをいいます。民事上の保証とは異なる独自の効力が電子記録債権法にて定められています。譲渡保証記録と単独保証記録は譲渡に伴うものか否かで区別しており、ともに電子記録債権法上の電子記録保証です。
*6 電子記録保証人	—	でんさいの債務者に係る債務を保証する旨、保証記録により記録されたお客様のことです。通常は、でんさいを譲渡した際のでんさいの譲渡人が、これに該当します。
*7 特別求償権	遡及権	手形が不渡りとなった場合、遡及を受けて支払った裏書人がその前の裏書人に再遡及できると同様に、弁済をした電子記録保証人は、自分より前の電子記録保証人および発生記録における債務者に対して特別求償権を行使して一定の金額を請求することができます。
開示請求	手形の記載事項 の確認	電子記録債権の内容を確認したい場合など、利用者は、債権記録に記録されている事項または記録請求に際して電子債権記録機関に提供した情報の開示を電子債権記録機関に求めることができます。開示請求できる者および開示される事項の範囲は、電子記録債権および業務規程にて定められており、取引内容を第三者に知られてしまう心配はありません。でんさいネットでは、利用者は窓口金融機関を通して請求することになります。利用契約を解約した後も請求することが可能です。

[ご参考 2 : 支払期日前後の記録の制限]

各種記録請求と制限 (○ : 記録請求可能) (△ : 条件付で記録請求可能) (— : 記録請求不可)	支払期日を基準とした記録請求日 (でんさいネット必着日)					決済情報提供日		口座間送金決済実施日		支払等記録日	
	㊦銀行営業日前以前	㊧銀行営業日前	㊨銀行営業日前	㊩銀行営業日前	㊪銀行営業日前	㊫銀行営業日前	㊬銀行営業日前	支払期日	㊭銀行営業日後	㊮銀行営業日後	㊯銀行営業日後以降
1. 発生記録請求 (請求者：債務者、債権者)	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 譲渡記録請求 (請求者：債権者)	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△ (注5)
3. 分割記録請求 (請求者：債権者)	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4. 保証記録請求 (単独保証) (請求者：債権者)	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△ (注5)
5. 支払等記録請求 (口座間送金決済以外の方法で決済した場合) (注1) (請求者：債権者) (請求者：支払者)	○	○	○	○	○	—	—	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	○
	○ (注7)	—	—	—	—	—	—	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	○
6. 変更記録請求 (1) 住所など利用者属性情報に関する記録を変更する場合 (請求者：債務者、債権者、保証人 (注 2))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ (注8)
(2) 債権金額など利用者属性情報以外の記録を変更する場合 (注 3) ①利害関係者が債務者と債権者しかいない状態 (譲渡や保証が行われる前) a.オンラインで承諾を得る方法 (注 4) (請求者：債務者、債権者) b.書面で承諾を得る方法 (請求者：債務者、債権者) ②利害関係者が 3 名以上いる状態 (譲渡や保証が行われた後) (請求者：債務者、債権者、保証人 (注 2))	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	○	○	○	○	○ (注9)	—	—	—	—	—	—
	○	○	○	○	○ (注9)	—	—	—	—	—	—

- (注 1) 口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録請求が必要。
(注 2) 「単独保証」をした保証人のほか、譲渡に随伴する「譲渡保証」をした保証人 (譲渡人) を含む。
(注 3) 「—」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可。
(注 4) オンラインで承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」、「支払期日」、「譲渡先制限の有無」、「発生記録の取消」の 4 項目のみ。
(注 5) 支払等記録が行われていない場合であって、かつ、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可。
(注 6) 債務者の窓口金融機関 (仕向金融機関) からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可 (ただし、支払等記録が行われるのは支払期日の 3 銀行営業日後)。
(注 7) 支払期日以前の支払等記録の請求は、債務者または電子記録保証人に限り可。
(注 8) 債権金額全額について、債務者を支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可。
(注 9) 書面でのお手続きとなりますので、窓口金融機関によって書面の受付期限が異なります。